

随意契約理由

令和4年（2022年）4月4日

契約担当課名	こども未来部 子育て給付課
発注担当課名	こども未来部 子育て給付課
契約名称	大学生等支援特別給付金支給関連業務
契約内容	大学生等支援特別給付金支給関連業務一式
契約締結日	令和4年4月4日
及び契約期間	令和4年4月4日から令和4年8月31日
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪市中央区博労町3丁目5番1号 株式会社パソナ
契約金額	11,000,000円(税込み)
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当)</p> <p>当業務は新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえて市の独自事業として実施する大学生等に対する臨時特別的な業務であり、住民基本台帳を活用し対象者に迅速に給付する必要がある業務である。</p> <p>(株)パソナは、平成29年10月1日より現在まで児童手当の窓口業務を長期継続契約として受託しており、現場の状況に精通しシステムの操作等にも経験・知識を有しているものに委託することにより円滑・適切な履行が確保されるとともに、履行期間の短縮及び経費の節減が見込まれる。</p> <p>上記理由より豊中市随意契約ガイドラインに則り地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により随意契約を締結するもの。</p>